

別表7(第16条関係) 事前協議対象行為の申請

届出対象行為の種類	手続		届出日
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法(昭和25年法律第201号)	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の60日前
		第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の60日前
		第43条第1項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の60日前
		第44条第1項第3項その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の60日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の60日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)	第17条第1項の規定による許可の申請	申請の日の60日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)	第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請	申請の日の60日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)	第116条第1項の規定による許可の申請	申請の日の60日前
環境影響評価法(平成9年法律第81号)	第15条の規定による準備書等の提出	送付の日の30日前	
東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日の30日前	
行為の着手		着手する日の60日前	
法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の60日前
	都市計画法(昭和43年法律第100号)	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請(第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。)	申請の日の30日前
	行為の着手		着手する日の60日前
法第16条第1項第3号の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日の30日前
		第34条の2第1項の規定による開発行為の協議	協議の日の30日前
	行為の着手		着手する日の60日前